

岡山県資源管理方針

令和 2 年 12 月 1 日策定
令和 6 年 2 月 6 日変更
令和 6 年 6 月 20 日変更
令和 6 年 12 月 10 日変更
令和 7 年 6 月 26 日変更

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海域は、東は播磨灘から備讃瀬戸を通じて西は備後灘に至り、温暖少雨な典型的な瀬戸内海型の気候で、海域面積は約 800km² と非常に狭隘であるものの、多くの島々が存在し、静穏で水深の浅い海域に河川からの栄養塩が供給され、複雑な潮流と相まって豊かな漁場を形成している。

それらを背景として、本県では、小規模な漁業が主体ではあるが、限られた漁場を集約的に利用した様々な漁業が季節的・複合的に営まれており、近年の漁船漁業の生産量は約 3,600 トン、生産額は約 24 億円、経営体数は約 600 経営体となっている。これらは近年いずれも減少傾向にあることから、本県の漁船漁業を将来にわたって維持・発展させていくためには、漁場環境の変化や水産資源の減少などといった様々な問題に対処していく必要がある。

2 資源管理の位置付け

本県の漁船漁業における様々な課題に対処するためには、漁業生産の基礎となる水産資源の維持・増大が必要である。資源管理は、それを実現させる水産行政の重要な柱の一つであり、公的管理の導入に加え、漁業者による自主的な資源管理の充実・強化を図ることで、水産資源を最大限有効かつ持続的に利用していくことを目的として推進するものである。

3 資源管理の進め方

公的な管理については、国と協力し、漁獲情報等の収集、資源調査、資源評価及び資源管理の目標設定を行い、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、漁獲可能量による管理の導入を推進する。自主的な管理については、漁業者自らによる検討を促し、地区ごとの事情に応じた取組を推進する。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することができることとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量による管理を行い、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、船舶等ごとに水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てる漁獲割当てによる管理への移行を検討するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目の拡大等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせるなどして資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第124条第1項の協定の締結を促進し、協定締結者の同意を得た上で認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を様々に組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、協定締結者の同意を得た上で認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組に対する県の指導

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、協定締結者の同意を得た上で認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。これらの重要性を踏まえ、法に基づき得られた漁獲量等の情報については、適切な資源評価及び資源管理のために限り、有効に活用することとし、以下に取り組むものとする。

(1) 漁獲量等の報告（法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項）については、法に基づく農林水産大臣への報告に併せてその他関係機関へ、また、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）については、必要に応じて農林水産大臣その他関係機関へ漁獲量等の情報を提供し、相互に情報を共有する。

(2) より迅速かつ効率的に漁獲量等の情報を収集できるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、漁獲量等の情報を一元的に集約し、用途に応じて編集・処理する。

2 種苗生産・放流・育成管理の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、適切な資源管理と連携して一体的に実施することを基本とし、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。その結果については、漁業者等の関係者と共有し、種苗放流等に係る方針を検討する。

第7 岡山県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源ごとに定める管理の手法や配分の基準等についても、少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針等

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1」に、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3」に、個別に定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 岡山県全体

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締まり等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

岡山県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が「くろまぐろ (小型魚)」を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年 (4 月から翌年 3 月までの 12 か月間)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県においては、通常、くろまぐろの回遊はなく、同種を目的とした漁業も営まれていない。そのなかで、国から本県に配分される漁獲可能量は、混獲管理のための数量であるため、漁業種類別の配分及び留保枠の設定は行わず、全てを第 2 の 1 に定める知事管理区分「岡山県全体」へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第 31 条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

基本的に漁獲量の状況を問わず、生きた個体を採捕した場合は再放流することとし、前項の公表をした場合は、その措置を徹底するよう漁業者を指導する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 岡山県全体

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

岡山県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が「くろまぐろ (大型魚)」を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年 (4 月から翌年 3 月までの 12 か月間)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県においては、通常、くろまぐろの回遊はなく、同種を目的とした漁業も営まれていない。そのなかで、国から本県に配分される漁獲可能量は、混獲管理のための数量であるため、漁業種類別の配分及び留保枠の設定は行わず、全てを第 2 の 1 に定める知事管理区分「岡山県全体」へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第 31 条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

基本的に漁獲量の状況を問わず、生きた個体を採捕した場合は再放流することとし、前項の公表をした場合は、その措置を徹底するよう漁業者を指導する。

(別紙 1－3)

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 岡山県全体

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、「まあじ」の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岡山県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が「まあじ」を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年（1月から12月までの12か月間）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県においては、まあじの漁獲及び同種を目的とした操業は非常に少ないことから、漁業種類別の配分及び留保枠の設定は行わず、全てを第2の1に定める知事管理区分「岡山県全体」へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の1に定める知事管理区分「岡山県全体」が対象とする漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量は、漁船登録を受けた船舶（ただし、淡水漁業、官公庁船を除く）の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である3,109隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1－4)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 岡山県全体

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、「まさば及びごまさば」の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岡山県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が「まさば及びごまさば」を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年（7月から翌年6月までの12か月間）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県においては、まさば及びごまさばの漁獲及び同種を目的とした操業は非常に少ないことから、漁業種類別の配分及び留保枠の設定は行わず、全てを第2の1に定める知事管理区分「岡山県全体」へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の1に定める知事管理区分「岡山県全体」が対象とする漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量は、漁船登録を受けた船舶（ただし、淡水漁業、官公庁船を除く）の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である3,109隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1－5)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 岡山県全体

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、「かたくちいわし瀬戸内海系群」の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岡山県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が「かたくちいわし瀬戸内海系群」を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年(1月から12月までの12か月間)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県においては、かたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲及び同種を目的とした操業は非常に少ないことから、漁業種類別の配分及び留保枠の設定は行わず、全てを第2の1に定める知事管理区分「岡山県全体」へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の1に定める知事管理区分「岡山県全体」が対象とする漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量は、漁船登録を受けた船舶(ただし、淡水漁業、官公庁船を除く)の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である3,109隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－6)

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 岡山県全体

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、「ぶり」の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岡山県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が「ぶり」を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年（7月から翌年6月までの12か月間）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県においては、ぶりの漁獲及び同種を目的とした操業は非常に少ないことから、漁業種類別の配分及び留保枠の設定は行わず、全てを第2の1に定める知事管理区分「岡山県全体」へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の1に定める知事管理区分「岡山県全体」が対象とする漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量は、漁船登録を受けた船舶（ただし、淡水漁業、官公庁船を除く）の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である3,109隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2)

該当なし。

(別紙 3－1)

第 1 水産資源
ひらめ瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性
当面の間、国が行う資源評価における資源量(4,400t)を維持する。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁業者に岡山県海面漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3－2)

第 1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（17,500t）を維持する。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に岡山県海面漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－3)

第 1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量指標値(0.42t/統)を維持する。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に岡山県海面漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－4)

第 1 水産資源
さわら瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性
当面の間、国が行う資源評価における資源量 (8, 100t) を維持する。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁業者に岡山県海面漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3－5) 削除

(別紙 3－6)

第 1 水産資源

うしのした類岡山県海域 (いぬのした及びこうらいあかしたびらめ)

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、小型底びき網漁業等における年間平均 CPUE (単位努力量あたりの漁獲量) を、令和元年から令和 3 年の平均水準 (9.2kg/隻日) に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に岡山県海面漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－7)

第 1 水産資源
がどみ岡山県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、小型底びき網漁業等における年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）を、令和元年から令和 3 年の平均水準（3.8kg/隻日）に維持する。なお定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に岡山県海面漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙 3－8)

第 1 水産資源

かたくちいわししらす(かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、いわし船びき網漁業の年間平均 CPUE(単位努力量あたりの漁獲量)を、令和元年から令和 3 年の平均水準(1.2t/隻日)に維持する。なお定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に岡山県海面漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－9)

第 1 水産資源
まだこ岡山県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、たこつばなわ漁業等における年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）を、令和元年から令和 3 年の平均水準（13.2kg/隻日）に維持する。なお定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に岡山県海面漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－10)

第 1 水産資源
まながつお岡山県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、まながつお流網漁業等における年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）を、令和元年から令和 3 年の平均水準（17.6kg/隻日）に維持する。なお定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に岡山県海面漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。